

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットには、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

◆このパンフレットにおいて「離職」とは、雇用保険の被保険者資格を喪失することをいいます。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

①雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。

以下、「求職者給付」の中で、一般被保険者に対する「基本手当」を中心に、その内容や手続きについて説明します。

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を

②以降を参照してください

6ページの⑫を参照してください

②求職者給付を受ける手続きは

<記入例>

受給手続きに必要なもの

1. **離職票-1**→氏名や口座番号などを記入してください。（<記入例>参照）
ただし、個人番号記載欄はハローワークの窓口に来所した際に、ご自身で記載してください。
2. **離職票-2**【離職票-2は雇用保険の手続きにより回収しますので事前に写真を撮るかコピーをとっておきましょう。詳細は2ページ面をご覧ください】
※直近の離職票だけでは期間が足りない場合がありますので複数の離職票がある場合は、全ての離職票をお持ちください。
3. **写真2枚**（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm、65歳以上で離職された方は1枚で可）
本人確認のため、手続きの際に毎回マイナンバーカードを提示する場合は省略できます。
※高年齢受給資格者及び特例受給資格者については、失業の認定の際に、マイナンバーカード、運転免許証、官公署の交付する証明書等のいずれかを提示する場合に省略できます。
4. **本人名義の預金通帳又はキャッシュカード**（一部の金融機関を除く）
5. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳
6. **本人・住居所確認書類**（コピー不可）
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、写真付き住民基本台帳カードなどのうちいずれか1種類。
それらをお持ちでない方は、次のイ～ニのうち異なる2種類をお持ちください。
イ 公的医療保険の被保険者証（国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証など）
ロ 年金手帳 八 児童扶養手当証書
ニ 印鑑登録証明書、公共料金の領収書、年金証書などのうちいずれか1つ
7. **マイナンバー確認書類**（コピー不可、6のマイナンバーカードを持参していない場合に限り）
通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）。（**現物確認の上、返却します。**）

		フリガナ	ロードワ	タロウ
届出者	1 氏名	労働 太郎		
	2 住所または居所	大阪市中央区常盤町 1-3-8		
払渡希望金融機関	3 名称	フリガナ	○×ギンコウ	△◇シテン
	4 預金（貯金）通帳の記号（口座）番号	1234567		
		金融機関コード		店舗コード
		9	8	7 6 3 4 5

雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職のお申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかることから、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまのお住まいを管轄するハローワークへ、ご自身で求職申込みなどの手続きをしてください（インターネットで求職申込みができます。求職申込みを済ませてから来所されますと手続きがスムーズに進みます。詳しくは11ページをご覧ください）。

※お住まいを管轄するハローワーク以外であっても、ご自身の就職希望地を管轄するハローワークで求職活動を行う場合、その管轄ハローワークで手続きすることができます。ただし、一度手続きされたハローワークの変更はできません（住所変更は除く）。また、同一都道府県内のハローワークに限ります。詳しくはハローワークでご相談ください。

■船員のお仕事を希望される方は、お住まいを管轄する地方運輸局で雇用保険の手続きを行ってください。

注

離職票-2は、健康保険の切り替えや扶養申請に退職していることの証明として必要となる場合があります。ただし、離職票-2を一度ハローワークに提出されますと返却ができません。提出後、写真またはコピーが必要な場合は、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求が必要になる場合がありますので、事前に写真を撮るかコピーを取ってから手続きをしてください。なお、手続き後にお渡しする受給資格者証は、後日、受給手続き後に開催する説明会等でお渡しすることとなりますので、あらかじめご了承ください。

③失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

④次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ①家事に専念する方 | ⑧会社の役員等に就任している方
（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ②昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑨就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ③家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑩パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ④自営業を開始、または自営準備を開始する方 | ⑪同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職予定がある方 |
| ⑤次の就職が決まっている方 | |
| ⑥雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |
| ⑦自分の名義で事業を営んでいる方 | |

⑤基本手当の受給資格

◆原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上働いた完全な月が12か月以上あること。（令和2年8月1日以降に離職された方は、原則として、離職日以前2年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上又は80時間以上働いた完全な月が12か月以上あること。）

◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）その他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※）は、離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上働いた完全な月が6か月以上ある場合でも、受給資格を満たします。（令和2年8月1日以降に離職された方は、原則として、離職日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上又は80時間以上働いた完全な月が6か月以上ある場合でも、受給資格を満たします。）

※特定受給資格者・特定理由離職者については、4ページの⑩をご参照ください。

【所定給付日数】

◎65歳未満で離職された方(4週間毎に支給) (倒産、解雇等といった離職理由の判定は、客観的資料に基づいてなされます。)

①一般の離職者である方

(②及び③以外の理由で離職された方:定年退職された方や自己の意思により退職された方等)

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②障害者等の就職が困難な方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

③倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方、または、期間の定めのある労働契約が更新されなかった(あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く)等により離職された方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

■同一の事業主に3年以上雇用され、雇止めの通知がなく、契約の更新または延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に上記①の所定給付日数となります。

■所定給付日数を決定する上で、基本手当または特例一時金(⑥参照)の支給を受けたことがある場合は、これらの給付の受給資格または特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間は、上の①～③の表の被保険者であった期間から除かれます。

また、育児休業給付金の支給を受けたことがある場合、その支給を受けた期間についても被保険者であった期間から除かれます(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方)。

⑥高年齢求職者給付金、特例一時金の受給資格

「求職者給付」には「基本手当」の他に高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」があります。

※1 65歳以上の被保険者であって短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

◆高年齢求職者給付金、特例一時金は、離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上働いた完全な月(短期雇用特例被保険者であった方は暦月)が6か月以上必要となります。(令和2年8月1日以降に離職された方は、離職日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上又は80時間以上働いた完全な月(短期雇用特例被保険者であった方は暦月)が6か月以上必要となります。)

【高年齢求職者給付金の額】

◎65歳以上で離職された方(一括支給)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
一括支給の額	30日分	50日分

【特例一時金の額】

◎短期雇用特例被保険者であった方(一括支給) 40日分

⑦【⑤、⑥】の留意事項

★完全な月とは…離職の日から遡って1か月ごとに区切った期間をいいます。(完全な月以外では11日以上働いても1か月と計算されません。)

★過去に基本手当等の受給資格の決定を受けた方が、新たな基本手当等の受給資格を得るには、直前の受給資格の決定を受けた日後に、⑤と⑥の◆の被保険者であった期間を満たす必要があります。

★複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て持参してください。

⑧ 1日分の給付額は【基本手当日額】

賃金水準の変動に応じて、基本手当の日額が毎年8月1日に変更（引上げ又は引下げ）されます。（以下の表は令和6年8月1日現在）
最新の情報は、大阪労働局のホームページをご確認ください。

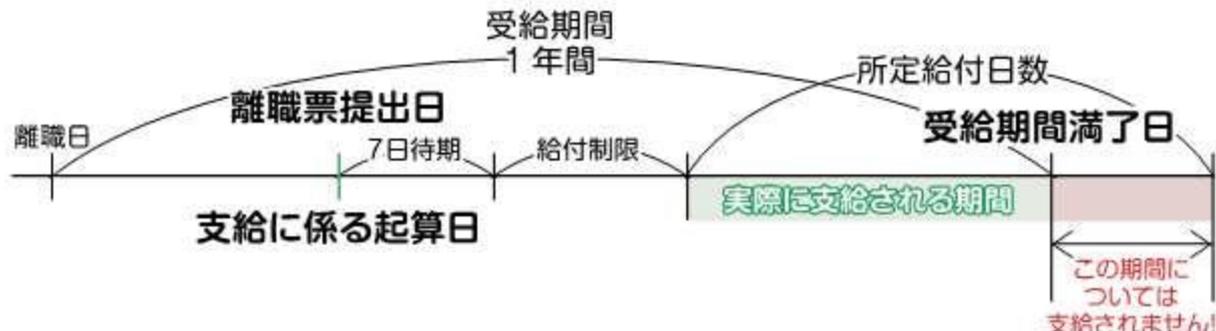
60歳未満の方、65歳以上の方 離職前賃金の5割から8割が支給されます		60歳以上65歳未満の方 離職前賃金の4.5割から8割が支給されます		基本手当日額の上限額	
離職前の賃金（賃金日額）	基本手当日額	離職前の賃金（賃金日額）	基本手当日額		
月15万円（5,000円）	4,000円	月15万円（5,000円）	4,000円	30歳未満	7,065円
月20万円（6,666円）	4,946円	月20万円（6,666円）	4,789円	30歳以上45歳未満	7,845円
月25万円（8,333円）	5,634円	月25万円（8,333円）	5,012円	45歳以上60歳未満	8,635円
月30万円（10,000円）	6,102円	月30万円（10,000円）	5,096円	60歳以上65歳未満	7,420円
				65歳以上	7,065円

⑨ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了 ^(※1) で離職	自己都合、重責解雇で離職
支給対象期間	離職票を提出し、求職申込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後 （実際に最初の給付金が振り込まれるのは離職票提出から約1か月後）	離職票を提出し、求職申込みをしてから 7日間の失業している日（待期）+ 給付制限^(※2) が経過した後 （実際に最初の給付金が振り込まれるのは離職票提出から約3～4か月後）
受給期間	離職の日の翌日から起算して原則1年間 1年の間に 所定給付日数を限度として支給 されます。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。 （早めに手続きをしてください）	

（※1）同一の事業主に3年以上雇用され、雇止めのお知らせがなく、契約の更新又は延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に給付制限があります。
（※2）自己都合で離職された方は給付制限期間が2か月となります。なお、重責解雇で退職された方や過去5年間に2回以上自己都合で離職し求職申込みをした場合は給付制限期間が3か月となります。

基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、**失業の認定を受ける必要があります。**



■高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から起算して1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日**となります。

⑩ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

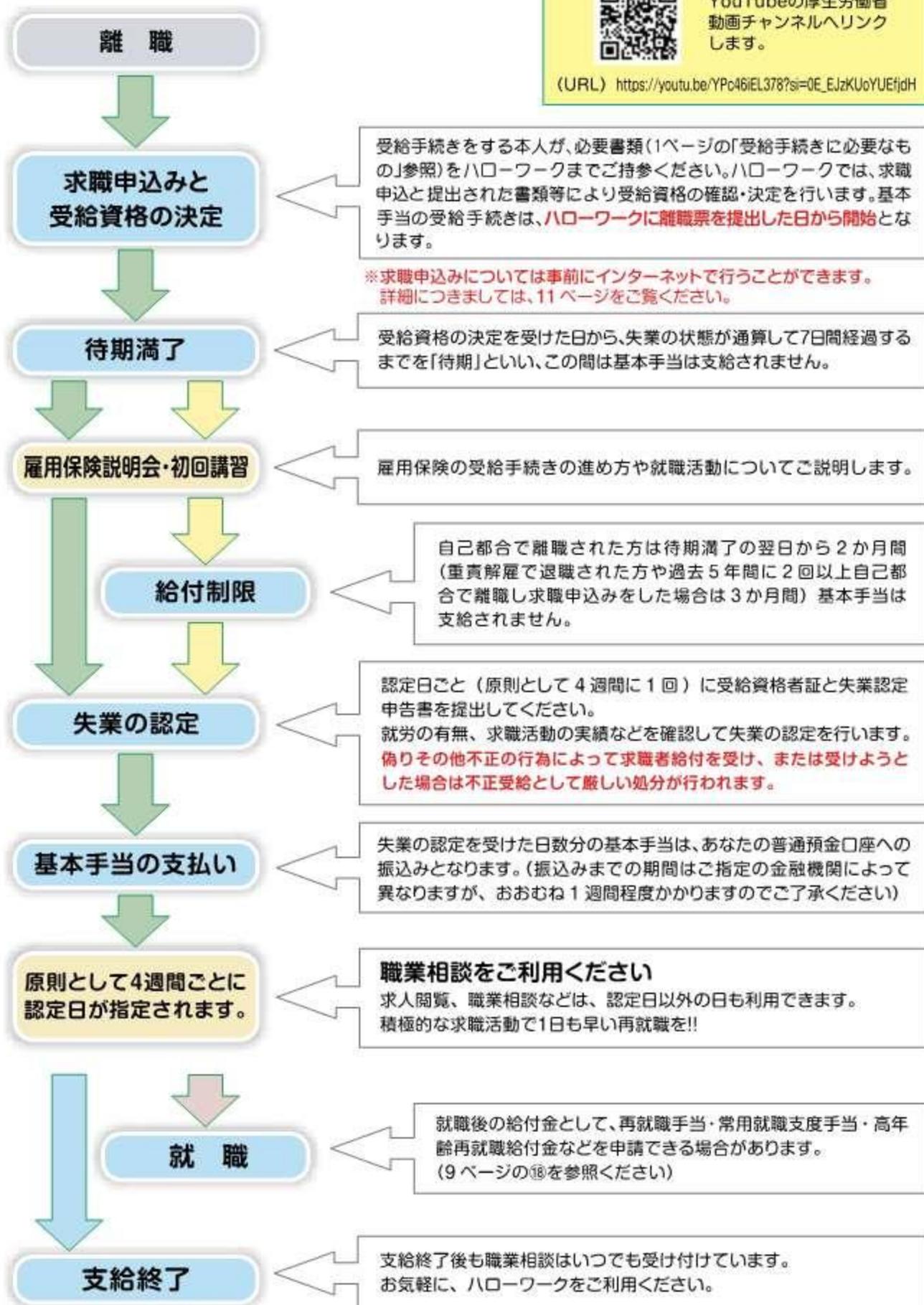
⑪基本手当の受給手続きの流れ

基本手当等の受給について、動画で詳しい解説をご覧いただけます！



YouTubeの厚生労働省
動画チャンネルへリンク
します。

(URL) https://youtu.be/YPc46iEL378?si=0E_EJzKUoYUEfjdH



⑫ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含みます）
 - ② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
 - ③ 親族の介護のため働くことができない
 - ④ 60歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する
（退職理由が60歳以上の定年に達したこと、又は定年後の再雇用の雇用期限到来による場合に限り）
- ※船員であった方は年齢要件が異なります。

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	退職の日の翌日（働くことができなくなった日）から起算して30日過ぎてからできるだけ早く	退職の日の翌日から起算して2か月以内
延長期間	（本来の受給期間） 1年 + （働くことができない期間） 最長3年間（※）	（本来の受給期間） 1年 + （休養したい期間） 最長1年間
提出書類	受給期間延長等申請書、離職票-2 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	

（※）所定給付日数等により最長3年間とならない場合があります。

〈例〉 離職日以前から働くことができない状態が続いている場合



■ 高齢被保険者であった方に支給される高齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑬ 事業を開始等した方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間の特例】

令和4年7月1日以降に事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しないことができます。これによって仮に事業を休業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

退職日の翌日以後に下記の要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 基本手当の支給要件を満たす方。（原則として、退職日以前2年間に雇用保険の被保険者であった期間が12か月以上あること。）
- ② 事業の実施期間が30日以上であること。
※株式会社の取締役等の事業所の役員（労働者性が認められず、雇用保険の被保険者とならない場合に限り。）に就任し、当該事業所の事業経営に専念する場合も、受給期間の特例の対象となります。
- ③ 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ④ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ⑤ 当該事業により自立できると認められる事業であること。

※次のいずれかの場合は、⑤に該当します。

- ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
- ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。

⑥ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。

※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合があります。

<留意事項>

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった 令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	特例の対象外

★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

■ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期間の特例はありません。

受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票-2 (受給資格の決定を受けていない場合) または受給資格者証 (受給資格の決定を受けている場合) ③事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 (1) 事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2) 事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方 (委任状が必要)
提出先	住居所を管轄するハローワーク (受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑭ 移転費・広域求職活動費について

◆ 移転費とは

受給資格者等がハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者(※)の紹介した職業に就くため、またはハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めるときに支給されます。

※業務停止命令や業務改善命令を受けている職業紹介事業者から紹介を受けた場合は対象となりません。

以下の①～③のいずれかに該当する場合は、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

- ①通常の交通機関を利用し、または通常の交通の用具を使用して通勤(通所)するための往復所要時間が4時間以上の場合
- ②交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤(通所)に著しい障害がある場合
- ③就職先の事業所または訓練施設の特異性または事業主の要求によって移転を余儀なくされる場合

◆ 広域求職活動費とは

受給資格者等が、ハローワークの紹介により雇用保険を受給している安定所の管轄区域外に所在する求人者の事業所を訪問して求人者と面接等した場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めるときに支給されます。以下の①②いずれにも該当する場合、必要があると認められるものとして取り扱います。

- ①紹介された求人が常用求人(雇用期間が1年以上雇用されることが確実である求人。また雇用期間に定めのある求人であっても雇用契約の更新により1年以上継続して雇用されることが確実な求人も含みます。)であること。
- ②交通費の計算の基礎となる距離が往復で鉄道200キロメートル以上であること。

★移転費・広域求職活動費について、待期期間が経過した後に就職し、または訓練等を受けることとなった場合や、求人者と面接等した場合に支給されます。

★「求職者マイページ」(11ページ参照)を通じて求人へ直接応募(オンライン自主応募)する場合は、ハローワークの紹介には該当しませんのでご注意ください。

★移転費・広域求職活動費について支給を受けるためには、その他要件がありますので、必ずハローワークにご確認ください。

⑮ 短期訓練受講費・求職活動関係役務利用費について

◆ 短期訓練受講費とは

受給資格者等がハローワークの職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合に、受講のために支払った費用(入学料及び受講料)について支給されます。

※支給対象となる訓練：一般教育訓練給付対象講座を実施している教育訓練実施者が実施するものであり、公的職業資格の取得を目標とする教育訓練であって1か月未満の訓練期間であるもの。原則として一般教育訓練給付の講座として指定されていないこと。

◆ 求職活動関係役務利用費とは

受給資格者等が求人者との面接等をするため、又は職業訓練・教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合に支給されます。

※支給対象となる保育等サービス：保育所、事業所内保育、延長保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター等

★短期訓練受講費・求職活動関係役務利用費について、支給を受けるためのその他要件や申請手続き等について、詳しくはハローワークにご確認ください。

⑯ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの[日本年金機構の各年金事務所](#)へご確認ください。

⑰ 国民健康保険料（税）の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります。（高齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません）

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、[お住まいの市町村の国民健康保険担当](#)へご確認ください。

⑱ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申込み（離職票の提出）をして、待期を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**が支給される場合があります。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。**受給には一定の要件を満たすことが必要**です。

※1年を超えて勤務することが確実であると認められる職業に就いた場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金の日額が雇用保険の給付を受ける前の賃金の日額に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**が支給される場合があります。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

※就業手当は、令和7年3月31日をもって廃止となります。令和7年4月1日以降に支給要件を満たす方は支給を受けることができません。

なお、いずれの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業促進定着手当・就業手当が支給されます。（オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。）

上記の手当以外にも「**常用就職支度手当**」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には…

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者（※1）に、高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金）が支給されます。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。再就職後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に、支払われた賃金の15%（※2）を限度に支給されます。

高年齢再就職給付金は、離職後、基本手当を受給している方が、支給日数を100日以上残して再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が基本手当の基準となった賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支払われた賃金の15%（※2）を限度に支給されます。なお、**再就職手当と同時に受けることはできません。**

（※1）船員であった方については経過措置等あり。

（※2）令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす方は10%

専門的なサービスを行っているハローワーク・ハローワークコーナー

人材確保対策コーナー

- ★介護・医療・保育等福祉関係職種及び建設・警備・運輸関係職種での就職を希望しておられる方に、きめ細かな就職支援や求人情報等各種情報の提供を行っています。
- ★面接会やセミナーの開催も行っています。
- ★大阪府ナースセンターが巡回相談を行っています。日時については各コーナーにお問い合わせください。

ハローワーク梅田内	☎06-6344-8609	ハローワーク布施内	☎06-6782-4221
ハローワーク大阪東内	☎06-6942-4771	ハローワーク岸和田内	☎072-431-5541
ハローワーク大阪西内	☎06-6582-5271	ハローワーク池田内	☎072-751-2595
ハローワーク阿倍野内	☎06-4399-6007	ハローワーク枚方内	☎072-841-3363
ハローワーク淀川内	☎06-6302-4771	ハローワーク茨木内	☎072-623-2551
ハローワーク堺内	☎072-238-8301		

35歳からのキャリアアップコーナー（就職氷河期世代支援窓口）

- ★正社員での就職を希望する概ね35歳以上の就職氷河期世代の方で、不安定な就労期間が長い、就職後の就労期間が短い、就業経験のない方等を対象に職業相談・職業紹介・職業訓練のアドバイス等、一貫した支援を行っています。

ハローワーク梅田内	☎06-6344-8609	ハローワーク堺内	☎072-238-8301
ハローワーク大阪東内	☎06-6942-4771	ハローワーク布施内	☎06-6782-4221
ハローワーク阿倍野内	☎06-4399-6007	ハローワーク枚方内	☎072-841-3363

大阪わかものハローワーク

- ★正社員での就職を希望する概ね35歳未満の若年者に対して、職業相談・職業紹介・各種支援セミナー、就職後の定着支援等、一貫したサポートを行っています。

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階 ☎06-7709-9470

大阪外国人雇用サービスセンター

- ★お仕事をお探しの外国人及び外国人留学生に対する職業相談・職業紹介・求人情報の提供及び在留資格に関するアドバイスをしています。
- 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、ウクライナ語の通訳を配置しています。（在留資格に関するアドバイス及び通訳希望の場合は事前にご連絡ください。）

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階 ☎06-7709-9465

大阪新卒応援ハローワーク

就活学生を応援します！！

- ★正社員で就職を希望される大学（院）、短大、高等専門学校、専修学校及び職業能力開発学校（高卒2年課程以上）を卒業予定の方、卒業後3年以内の方及び卒業後日本で就職を希望する留学生の方を対象に職業相談・職業紹介・各種支援セミナー・面接トレーニング等を行っています。

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階 ☎06-7709-9455

マザーズハローワーク・マザーズコーナー

- ★子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望する方に対する求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行っています。
- ★絵本やおもちゃの置いてあるチャイルドスペースや授乳室を原則設置しています。お子様連れでも安心です！
- ★保育施設や子育て支援サービスに関する情報の提供を行っています。

マザーズハローワーク

●大阪マザーズハローワーク

〒542-0076 大阪市中央区難波2-2-3（御堂筋グランドビル4F） ☎06-7653-1098

●堺マザーズハローワーク

〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59（高島屋堺店9F） ☎072-340-0964

マザーズコーナー

ハローワーク梅田内	☎06-6344-8609	ハローワーク泉大津内	☎0725-32-5181
ハローワーク大阪東内	☎06-6942-4771	ハローワーク藤井寺内	☎072-955-2570
ハローワーク阿倍野（ルシアス庁舎）内	☎06-6631-1675	ハローワーク枚方内	☎072-841-3363
ハローワーク淀川内	☎06-6302-4771	ハローワーク泉佐野内	☎072-463-0565
ハローワーク布施内	☎06-6782-4221	ワークサポートたかつき内	☎072-604-1233
ハローワークブラザ千里内	☎06-6833-7811	ハローワーク河内長野内	☎0721-53-3081
		ハローワーク門真内	☎06-6906-6831

※ハローワーク岸和田にもチャイルドスペース・授乳室を設置しています。

ハローワークへ来所する前に

パソコン・スマホでの 求職登録がおすすめです

手続きが
スムーズ!

時短!



Step1

HelloWork Internet Service

ハローワーク インターネットサービス にアクセスする

Step2



仕事をお探しの方

の

マイページを開設して求職申込み

をタップ

Step3

アカウントを登録する

メールアドレスを入力し、利用規約等の同意に 、
次へ進む を押し、登録したメールアドレスに「認証キー」が届きます。

パスワードを登録する

半角数字・英字・記号をすべて含んだ8文字以上のパスワードと、届いた「認証キー」を入力し、完了ボタンを押してください。

求職情報を登録する

質問項目に沿って求職情報を登録してください。
必須項目は必ず入力、任意項目は入力していただくと職業相談がスムーズに進みます。

オンライン上での求職登録完了!

求職者マイページを通した自主的な就職活動が可能です。
※雇用保険の求職者給付を受給するためにはハローワークへ来所する必要があります。

求職者マイページでできること

- ・ 求人の検索
- ・ よく使う求人条件やお気に入り求人
の保存
- ・ 応募先とのメッセージの送受信
- ・ 選考結果の確認
- ・ ハローワークからのおすすめ求人や
イベント情報などの受信 (ハローワーク
の利用登録済の方のみ)

ハローワークへ来所して職業相談を受けるときは…

上記
登録済
の方



※イメージ
0000-00000000

求職者マイページにログイン

し、
2次元バーコードを職員に提示
してください。紙の求職申込書
への記載は不要です。
未入力の項目など職員が確認を
行い、ハローワークの利用登録
手続きを行います。

パソコンやスマホでの求職登録が難しい方は、
ハローワークにて、紙の求職申込書もご利用い
ただけます。記入し、職員へご提示ください。

ハ
ロ
ー
ワ
ー
ク
の
利
用
登
録
完
了

ハローワークの 就職支援サービス

- ・ 求職活動の進め方や求人の探し方
などのアドバイス
- ・ 応募書類の作成支援や面接に向けた
準備への支援
- ・ 就職のための各種セミナーの実施
- ・ 応募する求人事業所にご紹介

など

雇用保険の手続きは、あなたのお住まいを管轄するハローワークで!!

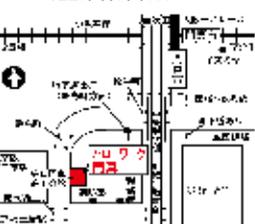
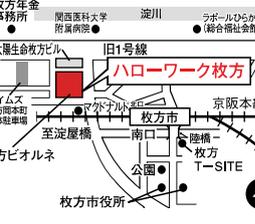
大阪府内ハローワーク(公共職業安定所)一覧

(お住まいを管轄するハローワーク以外の同一都道府県内ハローワークで主に求職活動を行う方はご相談ください→P.2の上から5行目の※参照)

ハローワーク 管轄区域

電車・バスをご利用ください。

(駐車場はほとんどありません。)

<p>梅田 北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、旭区 〒530-0001 北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F TEL06-6344-8609</p> 	<p>大阪東 中央区(大阪西管轄を除く) 天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区 〒540-0011 中央区農人橋2-1-36ビップビル内 TEL06-6942-4771</p> 	<p>大阪西 西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち 〒552-0011 港区南市岡1-2-34 TEL06-6552-5271</p> 	<p>淀川 淀川区、東淀川区、吹田市 〒532-0024 淀川区十三本町3-4-11 TEL06-6302-4771</p> 
<p>阿倍野 阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、住之江区、平野区 〒545-0004 阿倍野区文の里1-4-2 TEL06-4399-6007</p> 	<p>池田 池田市、豊中市、箕面市、豊能部 〒563-0058 池田市栄本町12-9 TEL072-751-2595</p> 	<p>茨木 茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町 〒567-0885 茨木市東中条町1-12 TEL072-623-2551</p> 	<p>門真 門真市、守口市、大東市、四條畷市 〒571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F TEL06-6906-6831</p> 
<p>枚方 枚方市、寝屋川市、交野市 〒573-0031 枚方市岡本町7-1枚方ピオネル6F TEL072-841-3363</p> 	<p>布施 東大阪市、八尾市 〒577-0056 東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4F TEL06-6782-4221</p> 	<p>藤井寺 藤井寺市、松原市、柏原市、羽曳野市 〒583-0027 藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3F TEL072-955-2570</p> 	<p>河内長野 河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡 〒586-0025 河内長野市昭栄町7-2 TEL0721-53-3081</p> 
<p>堺 堺市 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3F TEL072-238-8301</p> 	<p>岸和田 岸和田市、貝塚市 〒596-0826 岸和田市作町1264 TEL072-431-5541</p> 	<p>泉大津 泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町 〒595-0025 泉大津市岡崎22-45テクスピア大阪2F TEL0725-32-5181</p> 	<p>泉佐野 泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡 〒598-0007 泉佐野市上町2-1-20 TEL072-463-0555</p> 

船員の雇用保険
手続き窓口

近畿運輸局 船員労政課 船員職業安定窓口

大阪府、京都府(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、及び与謝郡を除く)、滋賀県、奈良県 にお住まいの方

〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館11階 TEL 06-6949-6435